

産一―七	○番及び二九一番一から一九一番三 まで並びに竜谷字袖塚三五四番四 四街道市吉岡字木戸場六一四番一の 一部並びに字竹ノ谷津六一一番一、 六一一番二の一部、六一一番三の一 部、六一一番四の一部、六一一番 五、六一三番八の一部、六一三番 九の一部、六一三番二八の一部、六 一三番三〇の一部、六一三番三二の 一部、六一三番三三の一部、六一三 番四〇の一部、六一三番四三の一部 及び六一三番五〇の一部	四、九〇〇番三、四、九〇〇番四及 び四、九〇〇番七並びに松岸見晴台 一、五七六番一、二、五七七番、 一、五七八番の一部、二、五八八 番、二、五八九番、二、五九〇番一 か一、五九〇番九まで、二、五九 五番一、二、五九六番一、二、五九 九番一、二、五九九番二及び二、六 〇〇番	令第十三条の二第一号に掲 げる埋立地
産一―八	八街市勢田字押九番一、九番四、九 番六、一〇番二、一〇番四の一部、 一一番二、一一番九、一一番一五、 一四番二、一四番三の一部、二六 番、二七番一、二七番二、二七番三 の一、二七番三の二、二七番四から 二七番二〇まで、二八番一から二八 番四まで、二八番五の一部、二八番 六から二八番八まで、二九番から三 三番まで、三四番一、三四番二、三 五番、三六番、三七番一の一部、三 七番二の一部及び三七番四から二七 番六まで	令第十三条の二第一号に掲 げる埋立地	
産一―九	銚子市垣根見晴台八五二番一から八 五二番三まで、八五二番五から八五 二番八まで、八五二番一〇、八五三 番三、八五八番一、八六一番一、八 六二番二、八六四番四、八六五番 一、八六五番三、八七三番一、八七 三番四、八七五番二及び八七五番 五、長塚町五十日三、八一三番一、 三、八二三番三及び三、八二三番 四、長塚町七丁目四、八九八番一、 四、八九八番一、四、九〇〇番一、	令第十三条の二第一号に掲 げる埋立地	
千葉県公安委員会告示第25号			
警備業法(昭和47年法律第1117号)以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。			
平成27年9月11日			
1	講習に係る警備業務の区分	千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎	
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習			
2	講習の期日及び時間	平成27年1月25日(水曜日)から1月2月3日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	
3	講習の場所	千葉県中央区新田町4番25号 ハルサンライト2階	
4	受講対象者	(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者	
(3) 規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの			
(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の			